

生涯学習部における各計画の課題等について

○生涯学習推進基本方針（平成 19 年 3 月策定）

（目的）

教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、市民が積極的に生涯学習に取り組み、その学習成果をいかすことを通して、生涯学習のまちづくりを進め、「いきいきと楽しく、心ふれあう、まなびの都市・生駒」を実現するために定めている。

（進行管理）

毎年度、社会教育委員会議で「生駒市社会教育基本方針及び重点目標（単年度）」を審議作成した案を、教育委員会で承認いただいている。

（計画の課題）

計画策定から 8 年が経過し、市民の学習成果を通して、社会貢献活動や文化芸術、文化財保護等を網羅できる計画にする必要があると考える。

（課題に対する法令等）

教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定）において、「自立」「協働」「創造」の三つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を旗印としている。

国が示す方向性として、各自が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、様々な人々と協調・協働しつつ、自己表現と社会貢献を図る必要がある。そのためには、人々がそれぞれのニーズに応じた多様な学習をあらゆる機会にあらゆる場所において能動的・自発的に行い、その成果を社会にいかしていくことができる生涯学習社会を構築する必要がある。

○生駒市スポーツ振興基本計画（平成 23 年 3 月策定）

（目的）

スポーツ基本法第 10 条に基づき、市民だれもが、より身近なところでそれぞれの体力や年齢、目的に応じて、スポーツを楽しみながら、地域の人々と人間関係を構築し、市民が笑顔で元気になれるよう定めている。

（進行管理）

毎年度、教育委員会で「生駒市教育委員会活動点検評価報告書（単年度）」を審議、承認をいただいている。

（計画の課題）

計画策定から 5 年が経過し、その間にスポーツ基本法、奈良県スポーツ推進計画が策定され、障がい者の運動・スポーツの推進を計画に盛り込む必要があると考える。

（課題に対する法令等）

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）及びスポーツ基本計画（平成 24 年 3 月）
奈良県スポーツ推進計画（平成 25 年 3 月）

障がいのある人が障がい種別や程度にかかわらず、運動・スポーツに取り組めるよう必要な配慮・支援を行うなど、障がいのある人が運動・スポーツに親しみ、運動・スポーツを楽しむ機会の充実を図る。

○生駒市こども読書活動推進計画（平成17年3月策定）

（目的）

こどもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき、生駒市の明日を担う子どもたちが本を読むことの面白さを知り、自ら本に手を伸ばし、新しい発見や発想をし、自ら考え、判断し、読書の楽しさをみんなで共有できるよう、家庭・地域・学校というこどもの身近にいる大人たちが、読書の重要性を再認識し、互いに連携し工夫して読書環境の整備を図れるよう定めている。

（進行管理）

毎年度、教育委員会で「生駒市教育委員会活動点検評価報告書（単年度）」を審議、承認をいただいている。

（計画の課題）

現在、市内20の全小・中学校に学校司書が配置されているが、将来的には学校司書の常駐化することが望まれる。